

羽島市立中央小・中央中学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第47条の5の規定及び羽島市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則(羽島市教育委員会規則第16号)に基づき、羽島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が羽島市立中央小・中央中学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の羽島市立中央小・中学校の運営への参画及び連携の強化を推進することにより、学校、保護者及び地域住民が相互に信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(協議会の承認事項等)

第3条 校長は、法第47条の5第3項の規定により、毎年度、次の各号に掲げる事項について学校運営方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び経営方針に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校行事の計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

2 校長は、協議会によって承認された学校経営方針に従って、その権限と責任において学校運営を行わなければならない。

3 協議会は、学校の運営に関する次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 学校の運営についての地域住民等の理解、協力、参画等を促進する活動
- (2) 協議会の活動状況に関する情報の積極的な発信及び地域住民等の意見要望等の把握とその反映
- (3) 学校の自己評価の結果及び今後の改善方策等についての学校関係者評価の実施
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な活動

(運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、法第47条の5第4項の規定により、設置校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

(組織、活動等の説明及び公表)

第5条 協議会は、その組織、活動等について、保護者及び地域住民に対して説明及び公表を行うことに努めなければならない。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、必要と認めるときは、部会等の必要な組織を置くことができる。

2 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委員の構成等)

第7条 協議会は、規則に基づき、羽島市教育委員会が任命した委員で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者から構成する。

(1) 地域住民…自治委員代表 コミュニティーセンター館長・協議会長
青少年育成推進員代表 民生児童委員 警部交番交番長 園長

(2) 保護者……PTA会長

(3) 設置校の校長

(4) 設置校の教頭

3 委員の定数は、30人以下とし、校長と協議して教育委員会が定める。

4 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、任命の日が属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任することができる。

3 前条第4項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項の規定にかかわらず、指定の期間が満了したとき、又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他、協議会及び学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、校長が推薦し、協議会が選任する。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第11条 協議会の会長は、設置校の校長と協議の上、会を招集し、会長が議事をつかさどる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数以上の出席をもって開催する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関しては議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、羽島市情報公開条例（平成10年羽島市条例第29号）第9条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがあると協議会が認める事項を取り扱うときは、公開しないものとする。

- 2 協議会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第13条 協議会は、必要に応じて教育委員会に指導及び助言を求めることができる。

2 協議会は、適切な合意形成を行えるよう、教育委員会及び校長に必要な情報提供を求めることができる。

(指定の取消し)

第14条 校長は、前条第2項の規定により情報提供に努めたにもかかわらず、第3条第1項に規定する学校運営の基本的な方針について協議会の承認を得られないとき又は学校の運営に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して指定の取消しを求めることができる。

(委員の解任)

第15条 校長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 第9条第2項に規定する義務に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、羽島市立中央小・中学校において行う。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

【参照】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(第三節 学校運営協議会)

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうち、その指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

4 学校運営協議会は当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

5 学校運営協議会は当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7 教育委員会は学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

8 指定学校の指定及び指定の取り消しの手続き、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続き及び任期、学校運営協議会の議事の手続きその他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。